

議第3号議案

特別自治市制度の早期実現を求める意見書の提出

特別自治市制度の早期実現を求め、関係行政機関等へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

令和3年6月4日提出

政策・総務・財政委員会  
委員長 草間 剛

## 特別自治市制度の早期実現を求める意見書

現行の指定都市制度は、65年前に暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化などの課題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度にはなっていない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各指定都市においても、その地域にふさわしい多様な大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

平成24年には、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行され、二度の住民投票が実施された一方で、従来から横浜市が提案している「特別自治市」制度については、法制度化がなされておらず、地域の実情に応じた大都市制度とはなっていない。

大都市制度についての検討がなされた第30次地方制度調査会においては、「特別市（仮称）」の検討には意義があるとされた一方で、さらに検討すべき課題が存在するとし、引き続き検討を進めていく必要があるとされた。

このような中で、横浜市は、令和3年3月に「横浜特別自治市大綱」（平成25年3月策定）を改訂し、第30次地方制度調査会答申で示された「さらに検討すべき課題」に対する考え方を示したところである。

特別自治市は、市民サービスの向上はもとより、圏域の発展や日本の国際競争力を強化するとともに、その効果を国内に広げ持続可能な地域社会の実現を図るものである。

大都市を取り巻く様々な課題解決を新たな飛躍のチャンスと捉え、将来を見据え、日本全体の成長力を高め、経済を活性化していくために、大都市が持つ力を最大限発揮できる特別自治市制度の早期実現に取り組むべきである。

よって、国におかれては、第30次地方制度調査会から示された課題に対する横浜市の考えも踏まえ、地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できるよう、速やかに特別自治市の制度化に向けた議論を加速させることを強く要望する。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月4日

衆	議	院	議	長	宛て
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	
内	閣	官	房	長	
総	務	大		臣	

内閣府特命担当大臣（少子化対策、地方創生）

横浜市会議長

清水 富雄